

（通商産業省）

制度名	商品先物及び商品オプション取引に係る損益については申告分離課税とし、有価証券の譲渡損益等との損益通算を可能とする。				
税目	所得税（該当条項）所得税法第2条、第69条、第70条				
要望の内容	<p>商品先物取引及び商品オプション取引に伴う所得について、現行税制は、雑所得として区分し、利益が生じた場合には雑所得の範囲における損益と通算し、その結果利益となる金額について他の所得と総合して課税している。しかし、純損失となった場合には、雑所得の範囲を超えて、他の所得との損益通算はできない。他方、株式等の譲渡に係る損益は分離課税の取扱いとなっており、当該分離課税の対象となる所得間の通算が可能となっている。</p> <p>以上より、商品先物取引及びオプション取引に係る所得については、市場における資産性所得であるという共通点を有する株式等の譲渡に係る所得と同様に申告分離課税とし、当該所得との損益通算を可能とすること。</p> <table border="1" data-bbox="930 757 1497 864"> <tr> <td data-bbox="930 757 1129 864">減税見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1137 757 1497 864">10,090百万円</td> </tr> </table>			減税見込額 （平年度）	10,090百万円
減税見込額 （平年度）	10,090百万円				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>（1）政策目的 今後の商品先物市場の果たすべき役割について、平成8年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のためのプログラム」では、「公正かつ透明な価格指標及びリスクヘッジの場を提供することにより商品の流通における市場メカニズムを貫徹する産業基盤である」とされたところである。このリスクヘッジ機能等商品先物市場の本来的機能が円滑に行われるためには、市場の流動性の確保が必要である。</p> <p>（2）要望の措置が効果的である理由 商品先物市場の流動性の確保にとって必要な投資資金には各種あるが、機関投資家の参加や商品ファンド資金等の流入がごく限られた現状では、より多様な投資判断を市場に結び付ける上で、個人投資家の果たす役割は依然として大きく、所得税課税のあり方は重要。このため、損失リスクの伴う市場取引による所得に対する税負担について、資産性所得であるとの明確な位置付けを行い同一の課税扱いとすることにより、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平性が保たれ、流動性に富んだ商品先物市場の確保が可能となる。</p>				

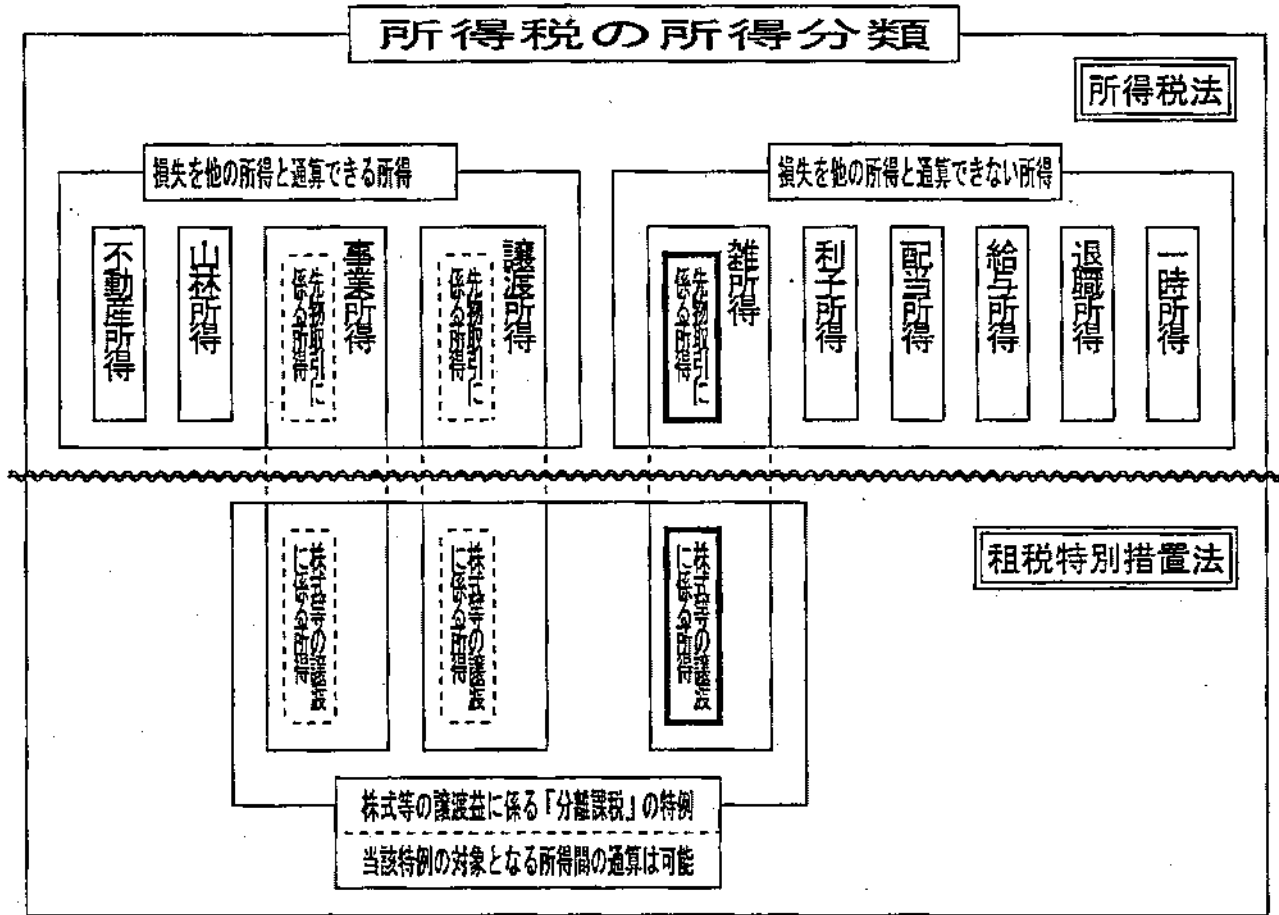
政策の 達成目標	個人投資家の資産運用の選択の際に、税制の非中立性によりその選択が歪曲されないよう、資産性所得に関する課税を同じ取扱とする。		
租税特別措置の適用又は延長期間			
同上の 期間中の 達成目標			
前回要望時の 達成目標			
前回要望時からの達成度			
当該要望項目以外の 支援措置			
これまでの 要望経緯			
担当部局 (課)及び 担当者	部局(課)名	担当室長 山城 宗久 (内線 [REDACTED]) 担当補佐 松浦 哲哉 (内線 [REDACTED]) 担当者 塚本 裕之 (内線 [REDACTED])	直通 ☎ [REDACTED] FAX [REDACTED]

- (注) 1. 各項目は要点を記載し、必要に応じ別紙により補足すること。
2. 「減税見込額」については、計算根拠を別紙に記載すること。
3. 「政策の達成目標」及び「同上の期間中の達成目標」は、計数的な指標をもって具体的に示すこと。
(要望の内容の性格上、明示できないか又は困難と認められるものを除き、厳守のこと。)
4. 「前回要望時の達成目標」には、直前の創設又は延長要望の際に記載した「同上の期間中の達成目標」を記載し、「前回要望時からの達成度」には、現時点において当該達成目標がどの程度達成されたかを計数的な指標をもって具体的に示すこと。
5. 「当該要望項目以外の支援措置」には、当該要望項目以外の税制上の支援措置及び当該要望項目に関する税制以外の支援措置(例: 予算、財投)を記載すること。
6. 延長要望の場合は、過去のおおむね3年間の適用実績を別紙として添付すること。
7. 用紙(添付資料を含む。)の大きさは、日本工業規格A4とする。

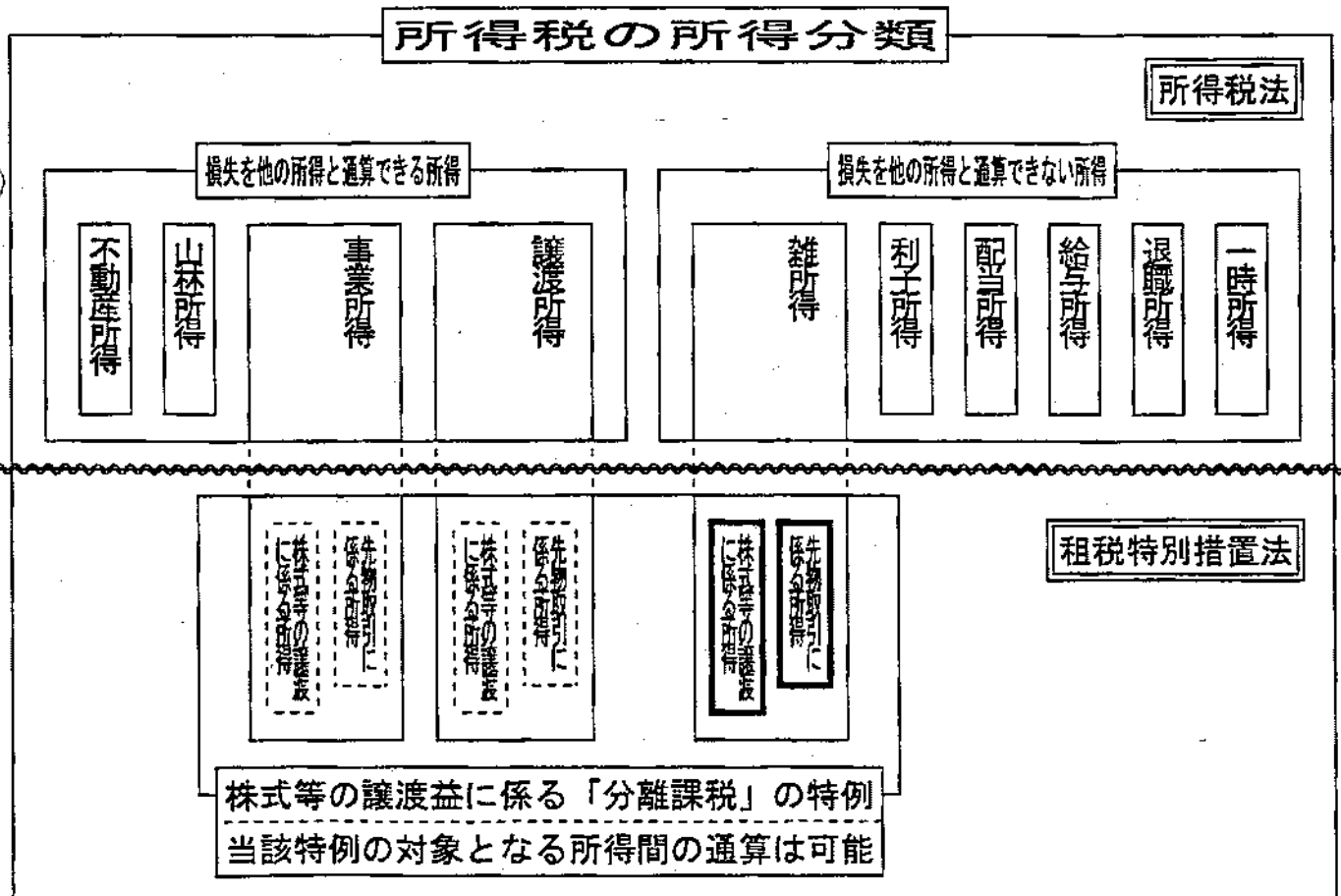
平成12年度減税見込額 (計算根拠)

1. 調査委託者数 (サンプル調査)		3,281名
2. 年間の委託者実数と帳尻損益の状況 (調査委託者から比例按分)		
	(サンプル数)	(業界全体)
(1) 委託者数	3,281名	174,849名
(2) 帳尻利益者数	1,155名	61,551名
(a) 20万円以上の利益者	901名	48,015名
(b) 20万円未満の利益者	254名	13,536名
(3) 帳尻損失者数	1,997名	106,423名
(4) 損得なし	129名	6,875名
3. 20万円以上の利益者の純利益平均額	368万円	
4. 20万円以上の利益者の商品先物取引所得に伴う納税平均額	123万円	
5. 業界全体の雑所得総合課税納税額		
123万円 × 48,015名		59,058百万円
6. 利益者全体の申告分離課税納税額の試算		
368万円 × 26% × 48,015名		45,941百万円
7. 申告分離課税制度による減税額の試算		
59,058百万円 - 45,941百万円		13,117百万円
国税分	13,117百万円 × $\frac{20\%}{26\%}$	<u>10,090百万円</u>

現状



要望



一次ヒア 9月10日 つけ返し

11.10.5

通

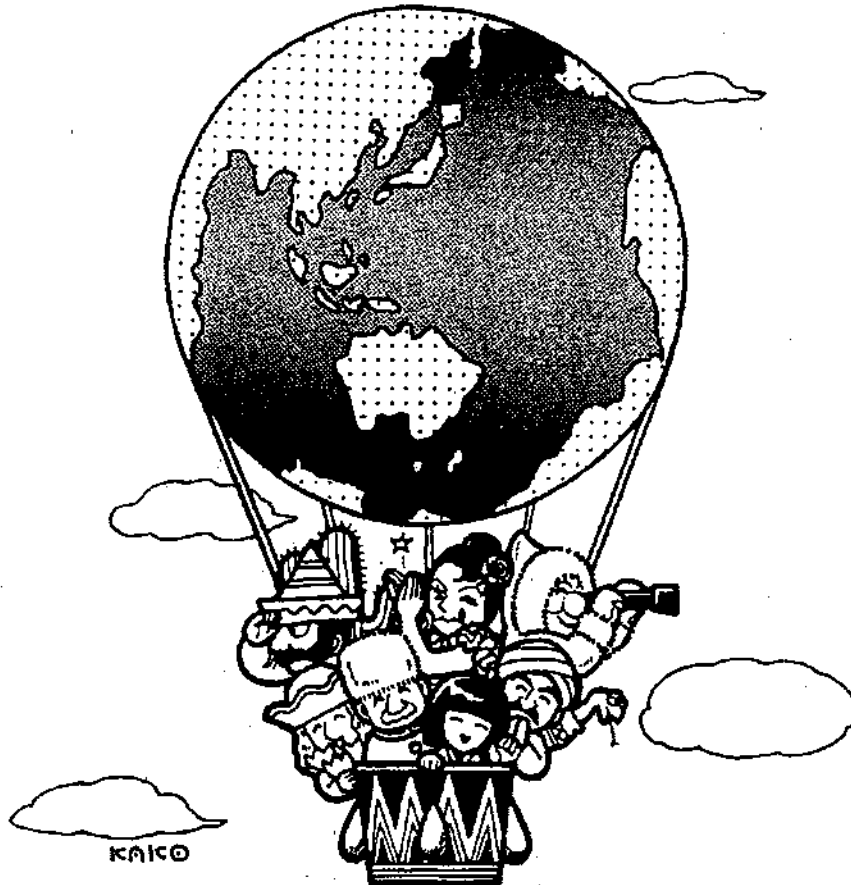
平成12年度税制改正要望
大蔵省第二次ヒアリング資料

平成11年10月6日
通商産業省産業政策局商務室

資料目次

	頁
資料1 やさしい先物経済	1~16
資料2 商品取引所法の一部を改正する法律(骨子)	17~18
資料3 委託者アンケートの概要について	19
資料4 委託者の所得分布	20
資料5 預かり資産の個人・法人別内訳について	21
資料6 預かり資産の目標をどの程度と考えるか	22
資料7 商品先物取引と株式等との比較について	23
資料8 取引所税廃止前後の取引総出来高推移	24

やさしい先物経済

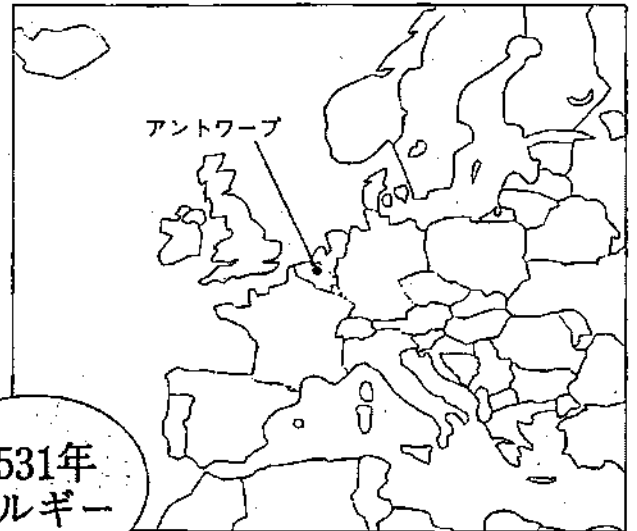


CONTENTS

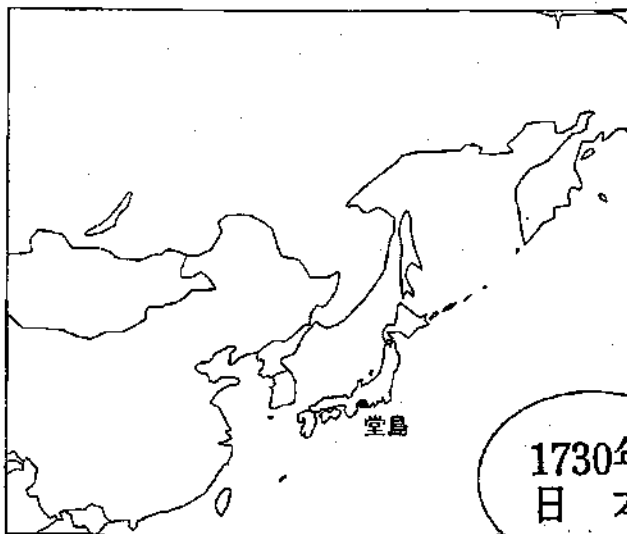
1. 日本の先物取引の始まりは…大岡越前？！
2. いったいどこで、どのような商品を取引しているの？
3. 先物取引がもつ機能とは？… 1 ●リスクヘッジ機能
4. 先物取引には2つの決済方法があります
5. 先物取引がもつ機能とは？… 2 ●資産運用機能
6. 私達はどのように取引に参加すればいいのですか
7. 先物価格はなぜ動くのですか？●取引にはどんな情報が必要か
8. なぜ商品先物取引が必要なのですか
9. 日本の取引所制度は、このようなしくみです
10. 株式との違いは何？●メリット&デメリット
11. 商品先物オプション取引を簡単に教えて下さい
12. 商品ファンドを簡単に教えて下さい
13. これからの先物業界はどのようになっていくのですか
14. 財産の保全について

日本の先物取引の始まりは…大岡越前?!

世界最初の商品取引所はベルギーのアントワープに1531年に設立されて、その後、主要都市に取引所が設立されて行きました。



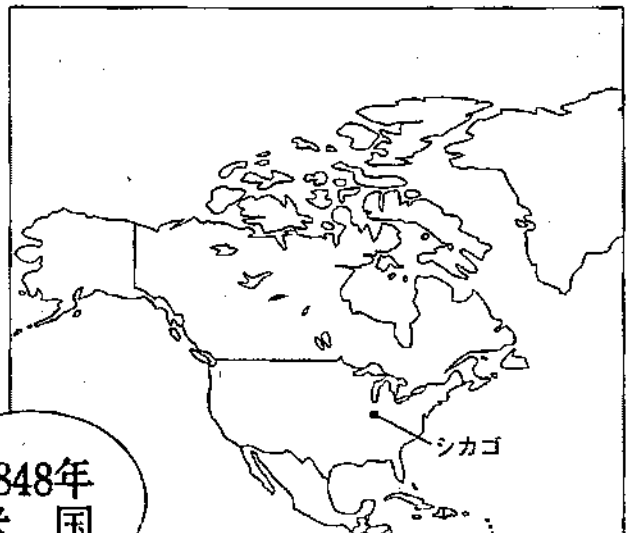
1531年
ベルギー



1730年
日本

日本の“米”（コメ）の先物取引は必要に迫られて自然発生したものです。1730年（享保15年）大岡越前守により大阪の堂島米会所での空米取引（から米…先物取引）が許可されました。

米国の穀倉地帯の中心地であるシカゴに、シカゴ商品取引所（CBOT）が設立されたのは1848年です。穀物先物市場のルーツでもあります。



1848年
米 国

いったいどこで、どのような商品を取引しているの？

世界の主な先物取引所分布

日本

- ・東京穀物商品取引所
- ・東京工業品取引所
- ・横浜商品取引所
- ・中部商品取引所
- ・関西商品取引所
- ・大阪商品取引所
- ・関門商品取引所

アジア圏

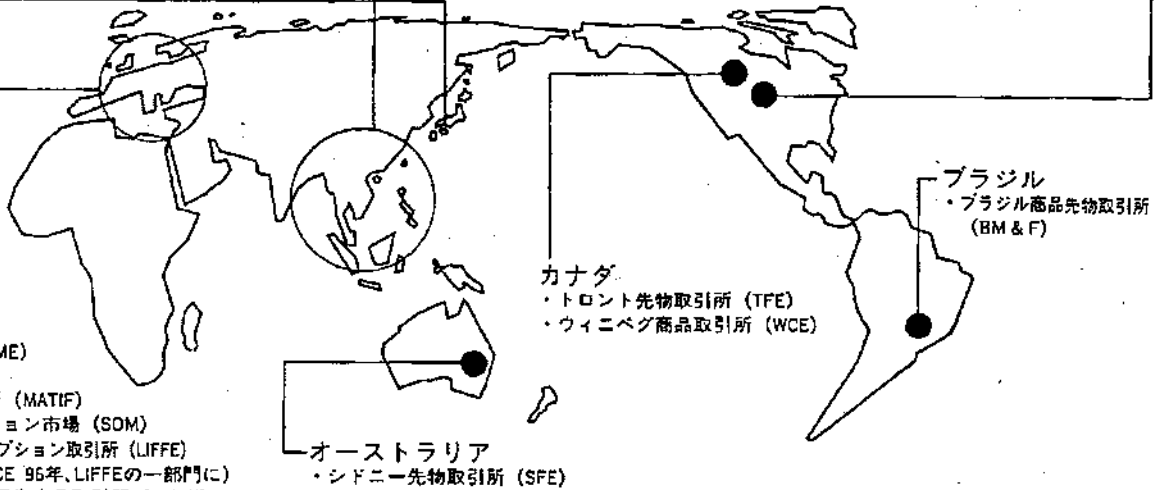
- ・クアラルンプール商品取引所 (KLCE)
- ・シンガポール国際通貨取引所 (SIMEX)
- ・シンガポール商品取引所 (SCE)
- ・香港先物取引所 (HKFE)
- ・マニラ国際先物取引所 (MIFE)
- ・上海金属取引所 (SME)
- ・深圳金属取引所 (SZME)

アメリカ

- ・シカゴ・ボード・オブ・トレード (CBOT)
- ・シカゴマーカンタイル取引所 (CME)
- ・ニューヨーク棉花取引所 (NYCE)
- ・ミッドアメリカ商品取引所 (MIDAM)
- ・ニューヨークマーカンタイル取引所 (NYMEX)
- ・(金、銀、銅は NYMEX の COMEX 部門)
- ・ニューヨーク先物取引所 (NYFE)
- ・コーヒー・砂糖・ココア取引所 (CSCE)
- ・カンザスシティ商品取引所 (KCBT)
- ・ミネアポリス穀物取引所 (MGE)
- ・フィラデルフィア取引所 (PBOT)
- ・シカゴ・オプション取引所 (CBOE)

欧州圏

- ・ロンドン金属取引所 (LME)
- ・国際石油取引所 (IPE)
- ・フランス国際先物取引所 (MATIF)
- ・ストックホルム・オプション市場 (SOM)
- ・ロンドン国際金融先物・オプション取引所 (LIFFE)
- ・ロンドン商品取引所 (LCE 95年、LIFFEの一部門に)
- ・OMLX、ロンドン証券・派生商品取引所 (OMLX)
- ・ベルギーFOX (BELFOX)
- ・オーストリア先物・オプション取引所 (OTOB)
- ・ブタペスト商品取引所 (BCE)



商品取引所の取扱商品（上場商品）

Japan

金・銀・白金・パラジウム・ゴム・ゴム指数・綿糸・毛糸・スフ糸・生糸・乾繭・輸入大豆・小豆・トウモロコシ・砂糖・アルミニウム・コーヒー豆・ガソリン・灯油
 〈上場検討中の商品〉大豆油・大豆かす・豚肉・牛肉・鶏卵・軽油・商品指数・野菜指数・鶏卵指数など

America

金・銀・白金・パラジウム・原油・暖房油・銅・プロパンガス・ガソリン・トウモロコシ・大豆・小麦・綿花・砂糖・オレンジジュース・コーヒー豆・ココア・材木・生牛・生豚・主要国通貨・金利・国債・指数など多数

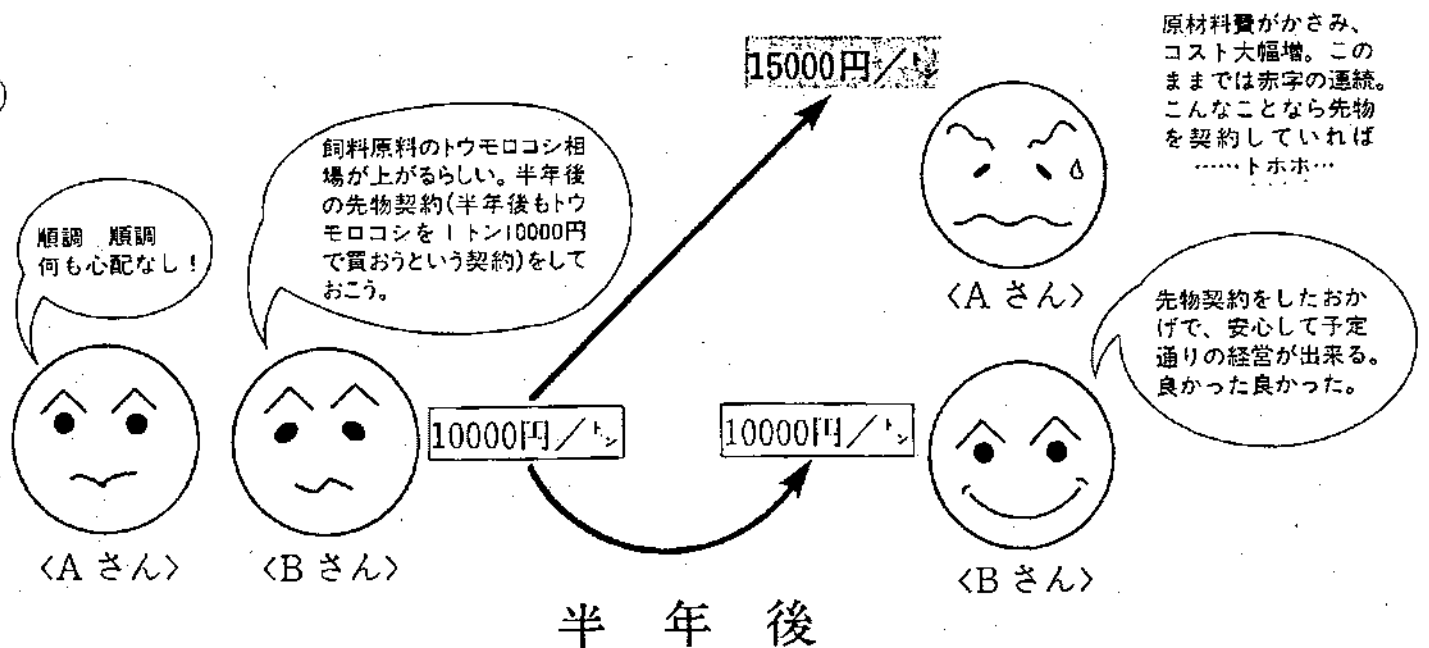
先物取引がもつ機能とは？……1

◆◆◆◆リスクヘッジ機能◆◆◆◆

先物取引とは

定義 将来一定条件で受渡しを約束する取引

メリット 価格変動リスクを回避(ヘッジ)できる



どんな立場の人が取引しているの？

第一の立場としては、値動きの激しい商品を扱う企業を挙げることが出来ます。例えば商社やメーカーが価格変動による損失(リスク)を防ぐ(ヘッジ)ために取引しています。もう一つの立場としては価格変動を利用した資産運用目的で取引を行う一般の投資家です

値下がり時はどうなるの？

Aさんは値下がり分だけ原材料コストがういて利益となり、Bさんは先物契約をしていたためコスト減による利益はなくなります。しかしリスクヘッジの役割は儲けることではなく、損失を防ぐためのものです。ヘッジをしておけば、価格変動を気にせず安心して大量在庫できますので、積極経営が可能になり物流がスムーズになる結果、経済を活性化させるのです。

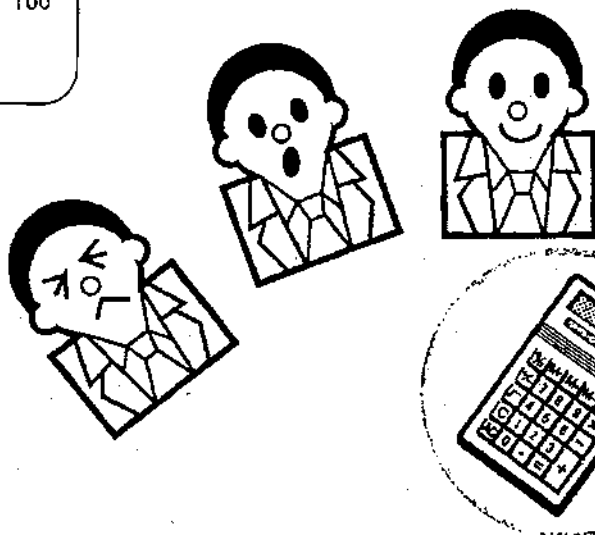
先物取引には2つの決済方法があります

受渡決済

契約内容

1年後トウモロコシを1トン当たり先物価格1万8000円で100トン買う。

1 年 後



契約日

決済内容

約束通りトウモロコシを1トン当たり1万8000円で100トン買う。

約束期日

差金決済

1年後トウモロコシを1トン当たり先物価格1万8000円で100トン買う。

契約内容

この間に先物価格が変動するので都合のよい価格が現れたら…

・買っていた人は売り(転売)
・売っていた人は買い(買い戻し) } 反対売買

そしてその差額だけの受渡しで取引終了。

10カ月後トウモロコシの先物価格が1トン2万1000円に上昇したので、転売し差益3000円、100トンで30万円を得る。

決済内容

差金決済
とは？

法律上の先物取引は「将来の一定時期に受け渡しすることを約束」しながら、その約束の期日以前なら『転売・買い戻し』は自由で、その「値動きによって生じる差額（差金）だけの授受で取引を終える決済」を差金決済と呼びます。

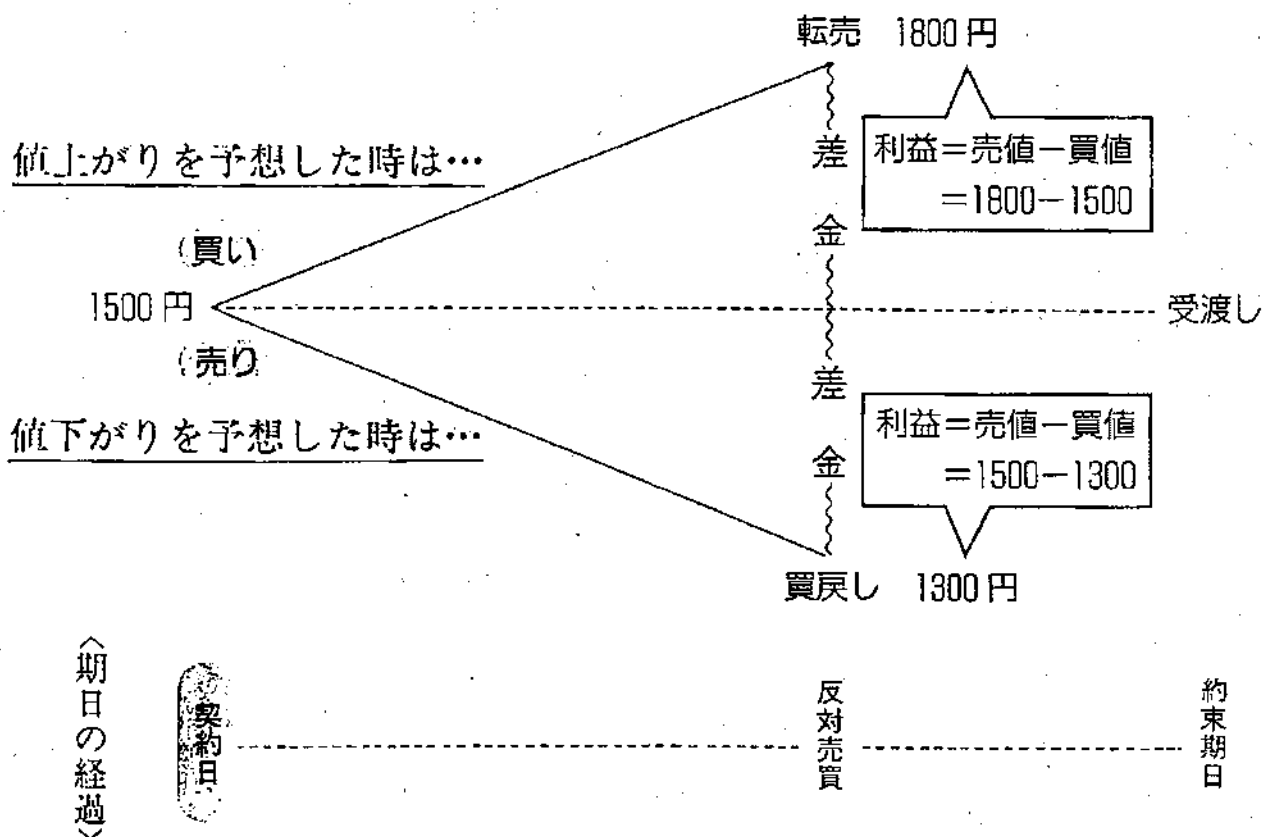
差金決済
VS
受渡決済

実際には後者の差金決済が先物取引の主流になっています。商品の受渡し期日前なら金銭（差金）の授受だけで取引を終了することが出来ますので、手元に商品がなくても取引出来るからです。このため一般の投資家も取引に参加出来るようになり、より多方面からの思惑が価格に反映され、より公正な先物価格が形成されるのです。

先物取引がもつ機能とは？………2

◆◆◆◆資産運用機能◆◆◆◆

差金決済はこんなに便利



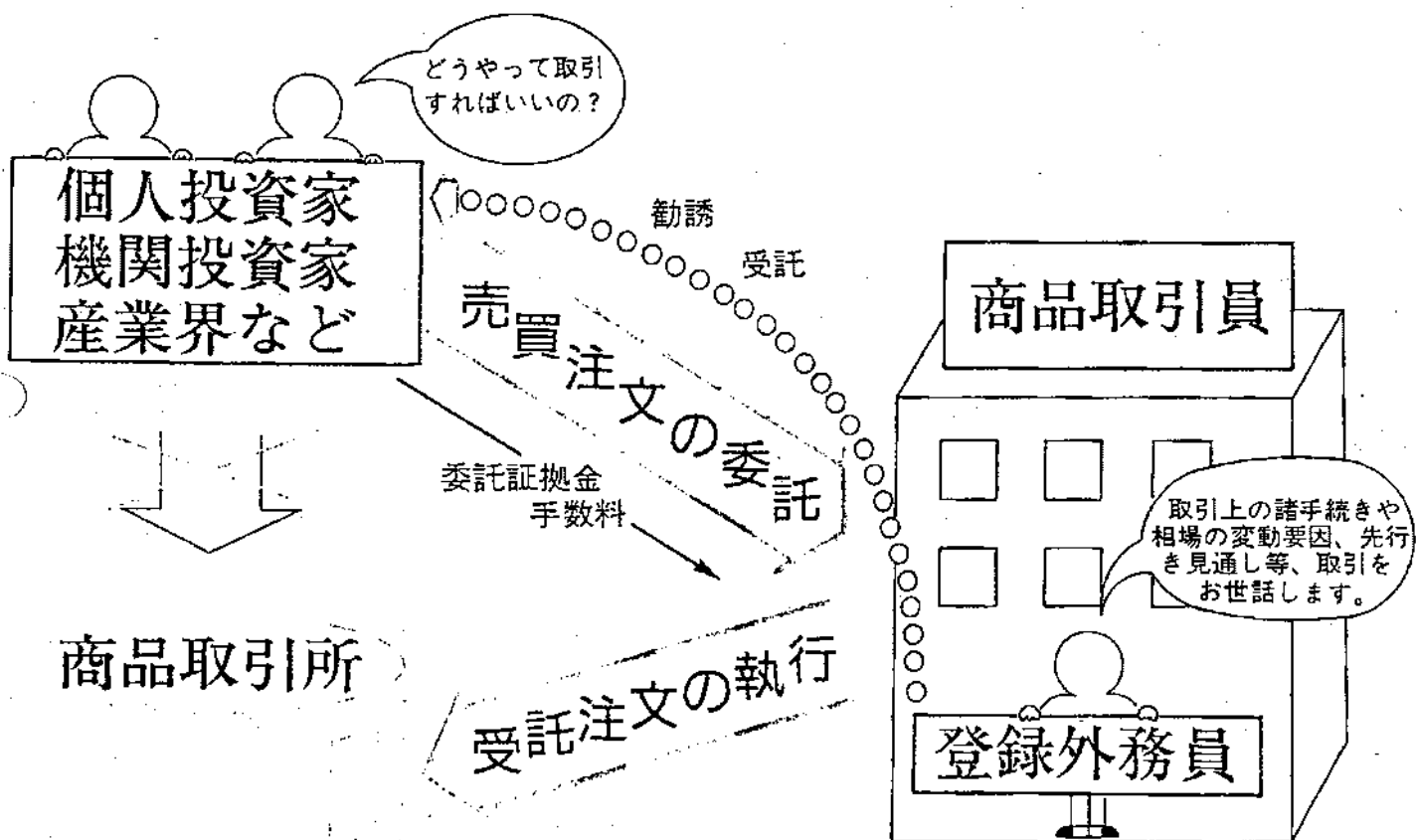
売り契約は
どうするの？

売ろうと思う商品を用意する必要ありません。先物の売り契約とは「約束の期日までに商品をお渡しします」という約束のことです。しかし、実際は約束期日前に反対売買して差金決済をしてしまうので、結局は商品を準備する必要はないのです。

差金決済は
なぜ必要？

すべてを受渡決済にしてしまうと、市場参加者が限られて流動性もなくなります。そうならないために、商品市場を利用して利益を得ようとする多数の投資家が必要であり、投資家の参入を図るためには差金決済が不可欠なのです。

私達はどのように取引に参加すればいいのですか



登録外務員
とは？

商品取引員の従業員で、社団法人・日本商品取引員協会が実施する「登録外務員試験」に合格した人です。登録外務員は一般の人にマーケットの情報を提供し、またアドバイスを与えてくれますので、取引の注文をする際にもこの登録外務員に依頼します。

委託証拠金
とは？

先物取引の契約時には予約買い・予約売りという形をとりますので、総取引代金は必要なく、担保金＝委託証拠金だけで取引が始められます。通常、委託証拠金の額は総取引金額の5～10%に設定されていますので、自己資金の約10倍の取引が可能です。これをレバレッジ（てこ）効果と呼びます。

先物価格はなぜ動くのですか？

◆◆◆◆取引にはどんな情報が必要か◆◆◆◆

〈下がる要因〉

- ・為替レート(円高)
- ・インフレの鎮静
- ・金生産国の増産
- ・中央銀行の金売却
- ・緊張緩和の定着
- ・原油価格の下落
- ・実質金利の上昇
- ・欧米投資家の売却

下落



先物価格

上昇

〈上がる要因〉

- ・為替レート(円安)
- ・インフレの再燃
- ・金生産国の政情不安
- ・中央銀行の金購入
- ・突発的な政情不安
- ・原油価格の高騰
- ・実質金利の低下
- ・金関連需要の回復

例：金の価格変動

変動していく
先物価格

公正な
先物価格

先物価格は、将来の価格を予測してきめられています。ですから刻々と変化する政治経済の動向、流行など社会環境の変化、異常気象などをいち早く予測し、これらを織り込んで形成されます。言い換えれば変動・変化を「先取りした価格」ということができます。

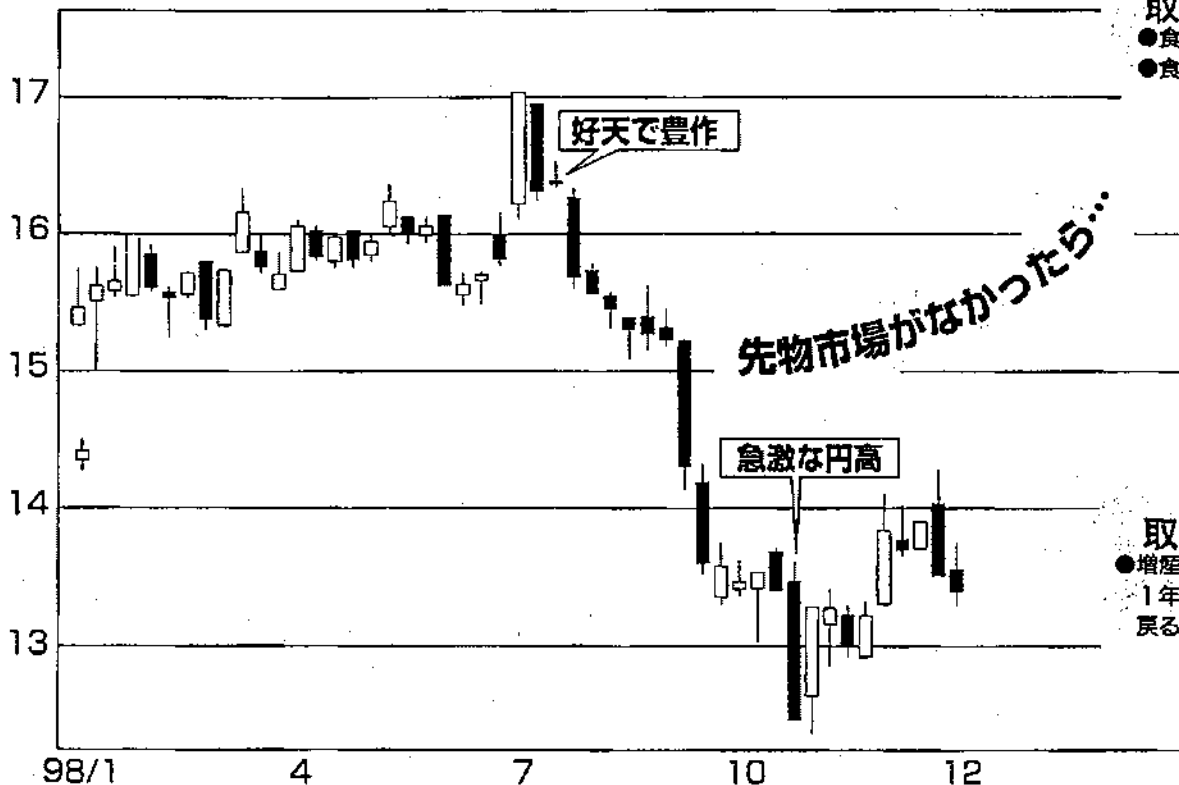
商品先物市場ではリスクヘッジ目的の生産者・流通業者・加工業者、そして資産運用目的の消費者・一般投資家など利害や立場の違った多数の人達が、それぞれの思惑・情報を持って、将来の価格はこのくらいが適切だろうとみんなで合意した価格ですので、少数の人達だけで決める価格とは違って公正です。

なぜ商品先物取引が必要なのですか

例:天候不安、為替レートでゆれたコーン



東京とうもろこし 先限 週間足 (トン/千円)



取引混乱
●食肉パニック
●食料インフレ

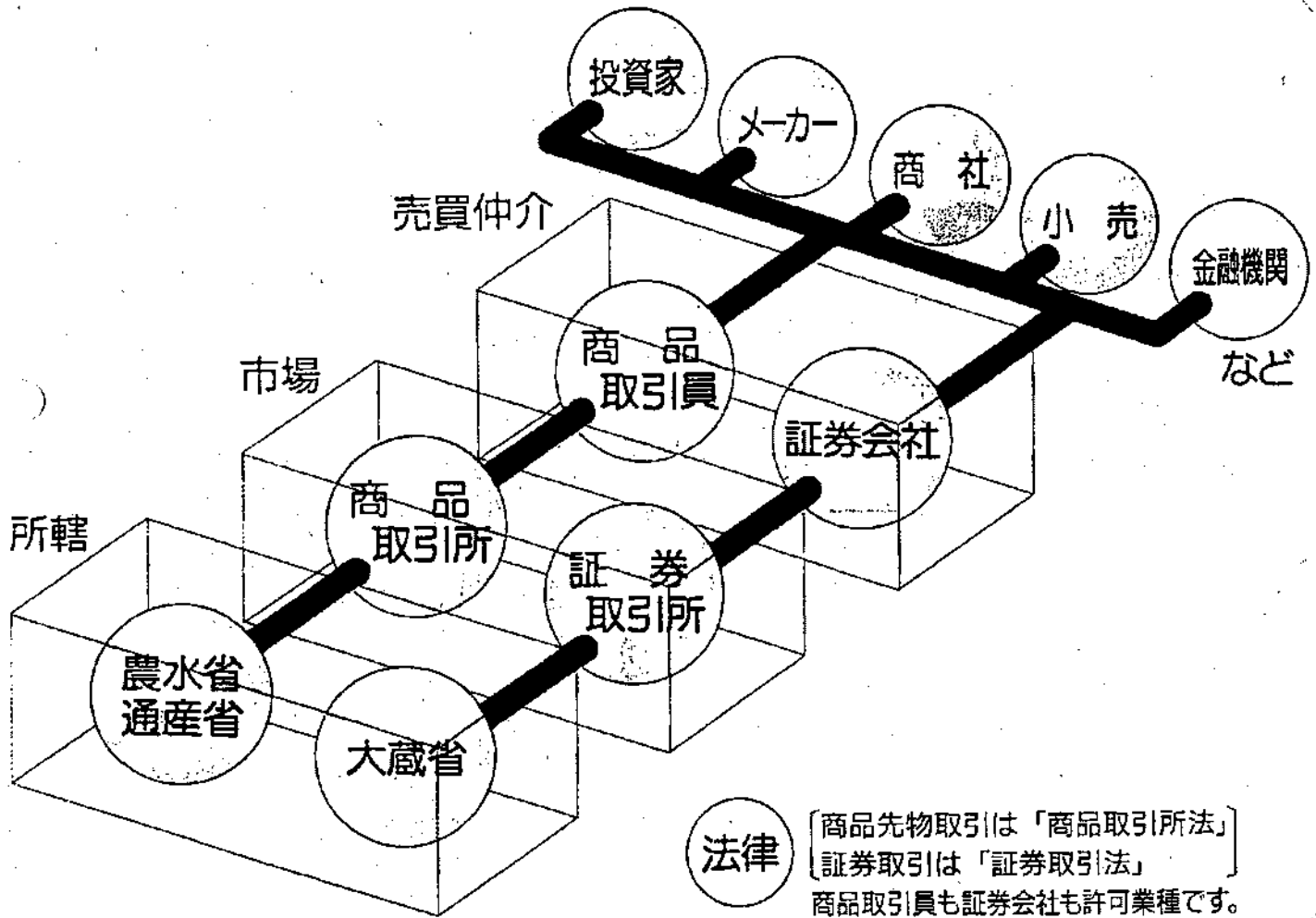


取引安定
●増産と消費減速で
1年半前の水準に戻る。

価格形成機能と市場のメカニズム

前ページで示したように、先物価格は将来の商品の需給を予測して決められます。そこには膨大な量の情報が集まり、それら多くの情報をもとに適正な価格を模索し、形成しますので、情勢に流されて価格が暴騰・暴落したりせずに、値動きが穏やかになります。また、たとえ価格が大きく変動しそうでも、将来の価格である先物価格にあわせ、経済主体が計画的な行動をとるため、結局値動きがならされます。以上のような価格形成機能、またその価格がもたらす効果（市場のメカニズム）は自由主義経済には、あるいは不透明な時代には不可欠なものなのです。

日本の取引所制度は、このようなしくみです



商品取引所
とは？

商品取引所法にもとづき、通商産業大臣または農林水産大臣の許可を得て設立された機関です。ここで取引されている商品（上場商品）は法で定められています。今後、畜産物、石油製品、非鉄金属などの多くの国際商品の上場が計画されています。





商品取引員
とは？

一般の消費者や投資家は取引所へ行って直接、取引の注文をだすことはできません。そこでそういった取引の注文は、商品取引員が代わって取り次ぐことになります。具体的には取次ぎを専門に行う商品取引員や、大手商社、食糧関連の事業協同組合など多彩な顔ぶれです。


株式との違いは何？

◆◆◆◆◆メリット&デメリット◆◆◆◆◆





株式市場

	株式現物
	無制限
	現金にて総代金
	景気・企業業績
	限定(信用取引)




	産業資金の調達
---	---------

商品市場

投資対象	商品先物	
投資期間	最長1年	
投資資金	現金・有価証券にて 総代金の5~10%	
変動要因	商品の需給バランス	
売買注文	誰でも取引OK	



公正な価格・ 物流の調整	
-----------------	---

優れた
資金効率

ハイリスク
ハイリターン

6. 〈委託証拠金とは？〉でも触れたように商品先物市場では総取引代金は必要なく、担保金＝委託証拠金だけで取引出来ますので、非常に資金効率に優れています。また現金だけでなく有価証券も利用出来ますので、株式市場で運用しながら商品市場でも運用という、資金をフル稼働した二重活用も魅力的です。

資金を有効に使うという面では先物取引の右に出るものはありません。さらに実際は自己資金の約10倍の取引を行うわけですから、元金の二倍・三倍というハイリターンを狙うことが出来ます。ただし価格変動の予測が外れると当然損失が生じてきますので、取引に関しては十分な市場の分析と理解が必要です。

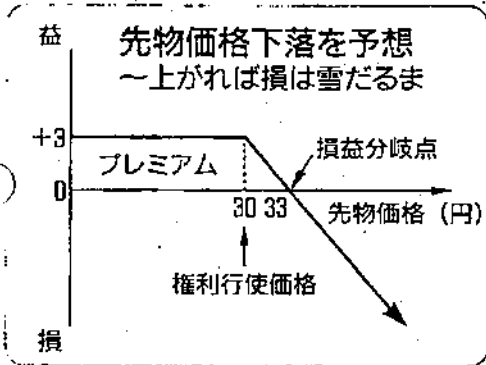
商品先物オプション取引を簡単に教えて下さい

オプション取引～買い方は損限定、売り方は利益限定

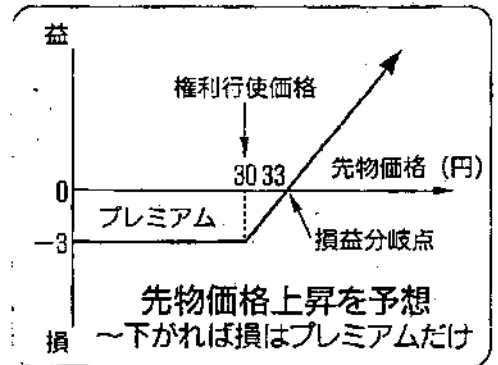
コールオプションの
売り方の損益グラフ

【粗糖1キロ当たりのケース】

コールオプションの
買い方の損益グラフ



先物価格	21	24	27	30	33	36	39
損益	+3	+3	+3	+3	0	-3	-6



先物価格	21	24	27	30	33	36	39
損益	-3	-3	-3	-3	0	+3	+6



種別	損益	買い方	売り方	備考
先物	損失	無限大	無限大	買い方・売り方ともに ハイリスク・ハイリターン
	利益	無限大	無限大	
オプション コール	損失	限定	無限大	買い方の ローリスク・ハイリターン
	利益	無限大	限定	
オプション プット	損失	限定	無限大	売り方の ハイリスク・ローリターン
	利益	無限大	限定	

●買い付ける権利をコール・オプション、売り付ける権利をプット・オプションという。

オプション取引とは？

商品先物オプション取引とは、売ったり、買ったりする権利の取引です。例えば粗糖先物の〇月ぎりを△月×日までに買い付ける、あるいは売り付けるという権利です。買い方はプレミアム(現金)を支払って権利を取得、売り方はプレミアムを受け取って権利を与えます。両者の間で権利のプレミアム相場が立ちます。

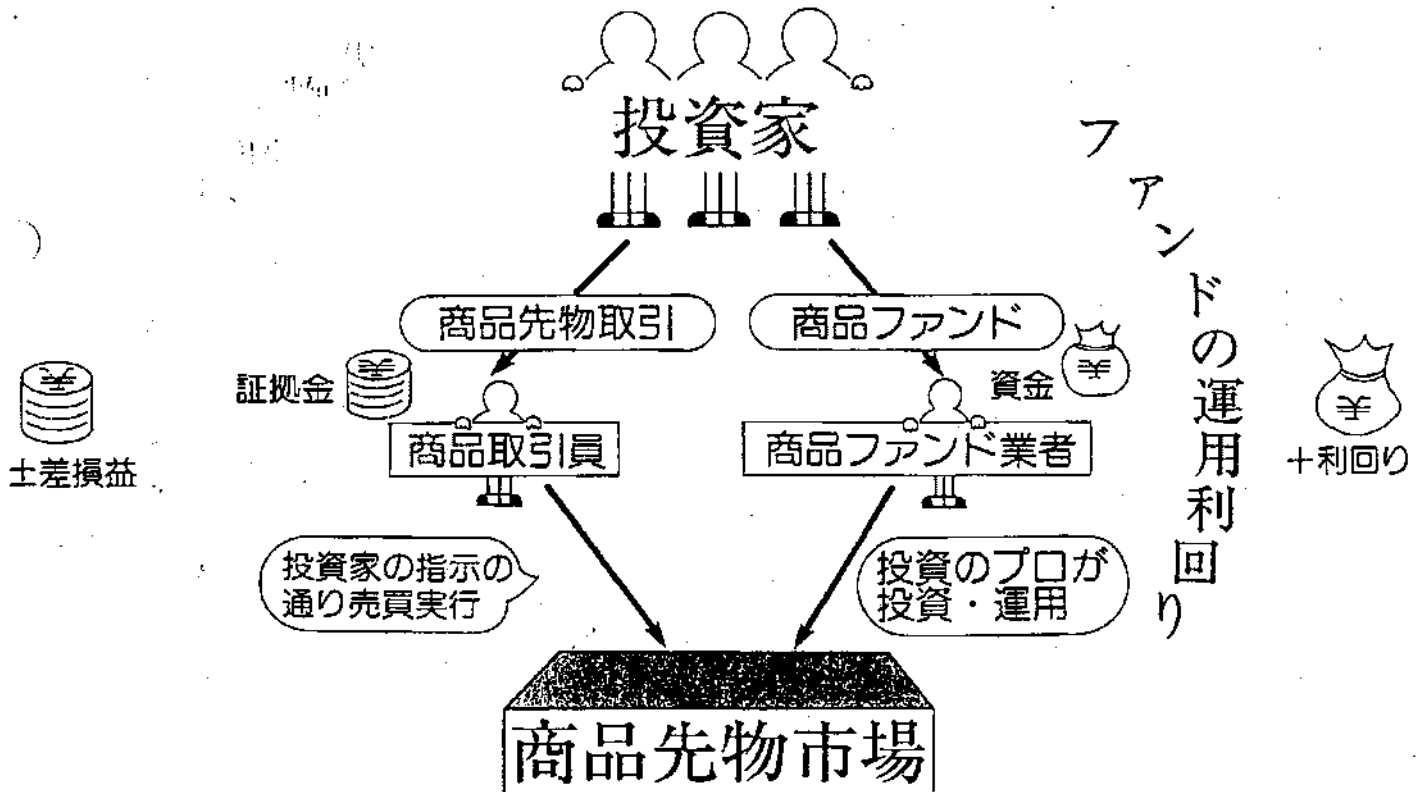
ローリスク・
ミドルリターン

オプション取引の買い方は、上の表のように①危険度を限定できる②小さな資金で参加できる③先物取引と組み合わせたり多様な売買戦略を組むことができる、といった利点があり、米国では商品先物を上回る成長をみせています。日本では粗糖、大豆、トウモロコシなどがあり、いずれ金、小豆なども対象になるはずで

商品ファンドを簡単に教えて下さい

商品ファンド

投資家から集めた資金を専門家が、主に先物市場で運用し得られた利益を投資家に分配する、証券投資信託の商品版。



商品ファンド5つの魅力

リスクの完全分散

同時暴落の危険性を持つ株・債券ではなく、相関性の低い商品や指数を投資対象にしている。

インフレヘッジ

インフレ時の投資資金の目減りを避けるために「モノ」である商品をポートフォリオに組み込んでいる。

元本確保・高収益

先物取引のレバレッジ効果に着目し、資金の5～7割を安定運用、残りを先物運用に回すことによって元本を確保し、しかも全体としては株式投資信託よりはるかに高収益が可能。

下げのマーケット

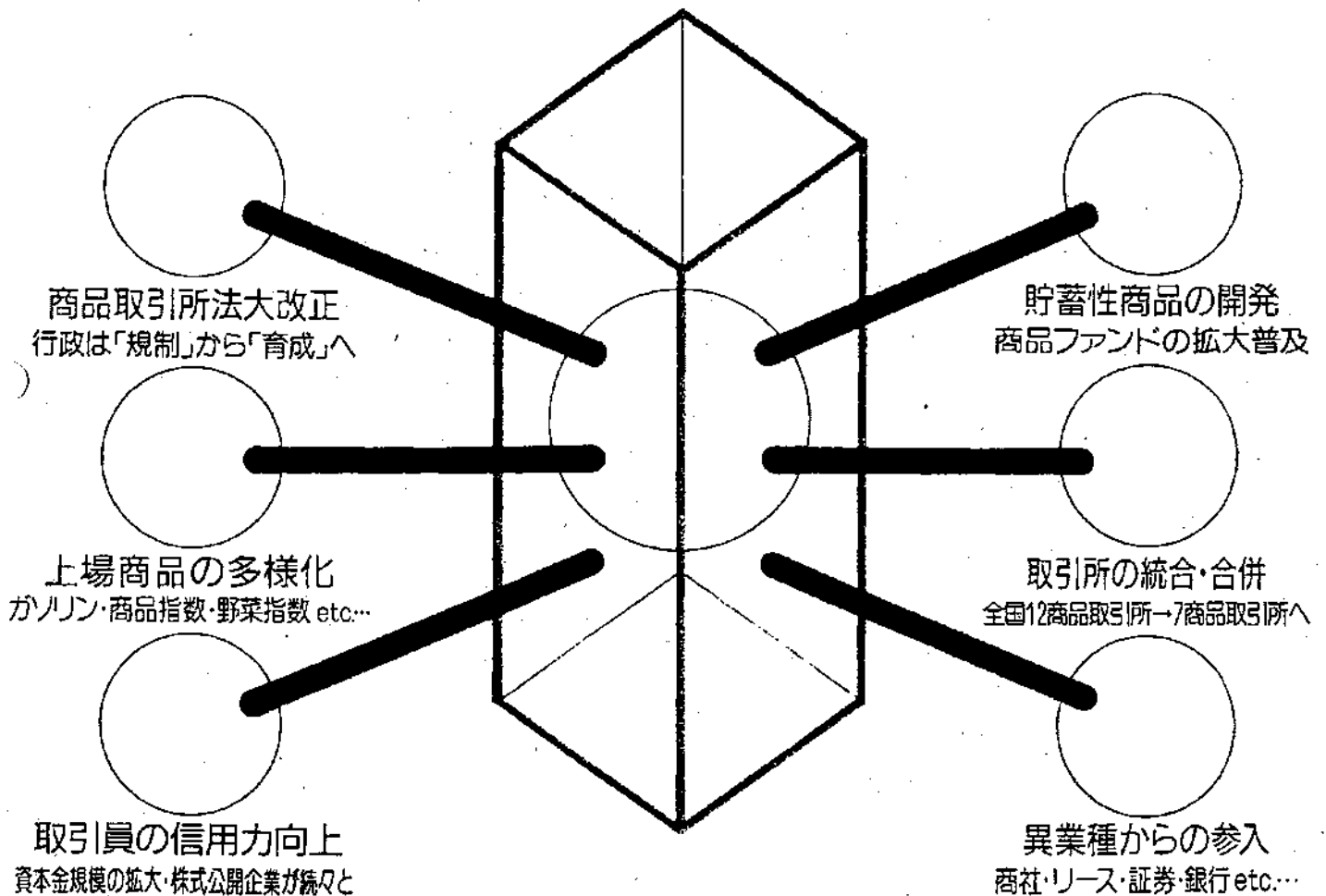
でも高収益可能

不況・経済の大変動

に強いファンド

不況や経済の大変動時でも収益が挙げられるよう、売りから入ることができる先物市場での運用である。

これからの先物業界はどのようになっていくのですか



いよいよ始まる“商品先物新時代”

商品先物市場を育成しようと法律が改正されて7年たち、いよいよ「先物新時代」が近づいてきました。96年11月に、橋本首相が金融ビッグバンを唱え、96年12月、行政改革委員会が「商品先物市場は市場メカニズムを貫徹させる重要な産業基盤であり、国際水準の商品先物市場を整備する」と答申、それを受け、98年には商品取引所法が再び大改正され、一層、使いやすい市場になりました。

また97年4月、アルミニウムが上場されたのに続き、98年6月にはコーヒ豆上場、99年7月にはガソリン・灯油が上場されました。これに続き各地の商品取引所では商品指数、野菜指数など新規商品の上場への動きが活発になっています。これらの動きが実を結んだ時、先物市場の規模は一段と拡大することでしょう。

財産の保全について

商品取引員は、おおぜいの委託者から多額の委託証拠金などをお預かりしており、その責任は重大ですから、主務省や商品取引所から厳重な指導や監督を受けています。しかし、万一倒産してしまったら委託者からお預かりした現金や有価証券をお返しできなくなってしまうこともないとはいえません。

こうした不測の事態に備え、商品先物取引については、委託者の資金を優先的にお返しできるよう、商品取引所法により「受託業務保証金制度」や「分離保管制度」「受託債務補償制度」を設けて、委託者債権の保全が図られています。

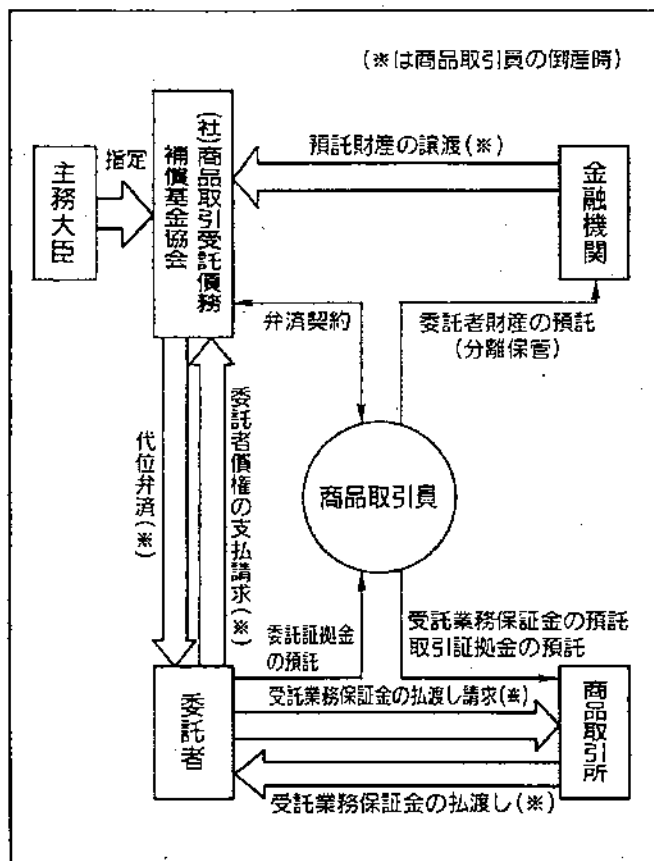
商品取引員は、受託者からお預かりした資金を優先的に弁済できるよう商品取引所に保証金を預託しています。

委託者は、商品取引員の万一の倒産に際しては、商品取引所に直接その払渡しを請求できることとなっています。

商品取引員は、委託者からお預かりしている委託証拠金や利益金等から、前記の受託業務保証金や取引証拠金等として、商品取引所に預託している額を越える額について、商品取引員自身の資金と区別して金融機関に預託する等の方法により保全しています。

この補償制度は、前記の受託業務補償金制度および分離保管制度を補完するため、商品取引所法に基づく弁済機関として主務大臣の指定を受けた、商品取引受託債務補償基金協会（以下補償基金協会といいます）が受託者債権を補償する制度です。

補償基金協会は、商品取引員を会員として構成する社団法人で、この補償基金協会と弁済契約を締結している商品取引員に倒産等の不測の事態が生じた場合は、その商品取引員に代わって補償基金協会が契約弁済額の範囲内で委託者債権を弁済します。



やさしい先物経済 99年版

発行 1999年9月 第3版 1刷

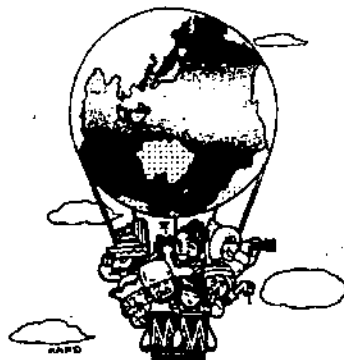
監修/株市場経済研究所

企画・編集/日経総合販売部

〒101-0014 東京都千代田区鍛冶町2-9-12

TEL 03-5295-6230 FAX 03-5295-6220

やさしい先物経済



日本経済新聞社グループ
日経総合販売株式会社

商品取引所法の一部を改正する法律（骨子）

平成10年4月
農林水産省
通商産業省

1. 法律改正の目的 — 国際水準の商品先物市場を目指して —

- (1) 我が国の商品先物市場は、上場商品及び取引量が少ない等、シカゴ、ニューヨーク、ロンドン等の海外の商品先物市場に比べて遅れをとっている。
- (2) 本年4月から改正外為制度に移行することから、現状のままでは、我が国商品先物市場からの資金の流出が進むことが懸念される。
- (3) また、商品先物市場は、①価格変動リスクの回避、②公正かつ透明な価格指標の提供等の機能を有しており、我が国経済活性化の観点から、その整備が不可欠である。

このため、国際水準の商品先物市場を目指して、「市場の利便性」及び「信頼性の向上」の観点から、制度全体の見直しを行うことが必要。

2. 法律案の概要

(1) 商品先物市場の利便性の向上

上場商品数の拡大を図るとともに、取引量が多く、コストが低い、利用者にとって利便性の高い市場を整備する。

- ① 新規商品上場の円滑化（試験上場につき裁量性の少ない認可基準に変更）
- ② 市場の取引量の増大及び取引コストの低減
 - ・商品取引員資格の見直し（許可区分の簡素化、取引所会員要件の不要化等）
 - ・業務規制の緩和（許可更新期間の延長、支店開設許可制の廃止、委託の取次の解禁等）
 - ・委託手数料の自由化（手数料徴収義務規定の削除）等

(2) 商品先物市場の信頼性の向上

公正かつ信頼性のある市場にするため、より公正な取引ルールを整備するとともに、その実効性の確保を図るための監視・監督機能を強化する。

① 委託者保護の強化

- ・ 適合性原則（委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當な勧誘の禁止等）、誠実公正原則の法定化
 - ・ 市場の公正確保のための取引ルールの整備（フロントランニング等不公正取引の禁止等）
- 等

② 監視・監督体制及び紛争処理体制の充実

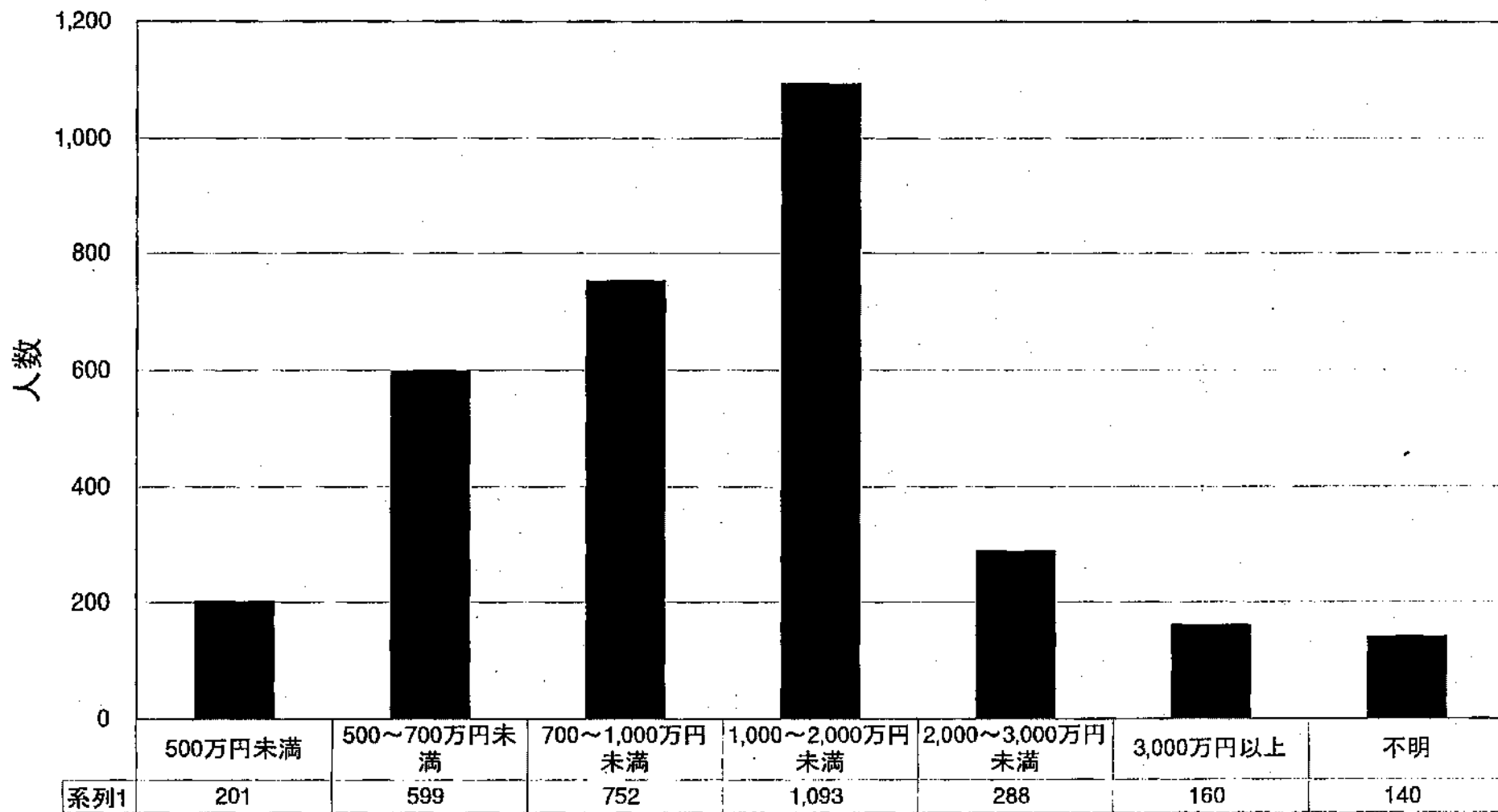
- ・ 法令違反に対する罰則の強化
 - ・ 取引所における市場取引監視委員会の設置
 - ・ 自主規制団体の抜本的機能強化（構成員に対する制裁、紛争解決のためのあっせん・調停委員会の設置等）
- 等

委託者アンケート（平成10年8月実施）の概要について

○調査委託者数 3,281名（有効数）

調査内容	調査結果																
1. 取引回数	年間 56.1 回（1名当たり）																
2. 決済回数	年間 30.5 回（1名当たり）																
3. 損失決済回数	年間 11.9 回（1名当たり）																
4. 利益決済回数	年間 18.6 回（1名当たり）																
5. 相場上の損失	損金額 51.9 万円（決済1回当たり）																
6. 相場上の利益額	37.0 万円（1回当たりの差益金額）																
7. 委託手数料額	6.6 万円（決済1回当たり）																
8. 1回当たりの純利益額	30.4 万円																
9. 年間の取引損益状況 (1) 損益の比率 (2) 1名当たりの損益状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利益者</td> <td style="text-align: right;">1,155 名 (35.2%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">内 20 万以上</td> <td style="text-align: right;">901 名 (27.5%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">損失者</td> <td style="text-align: right;">1,997 名 (60.9%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">損得なし</td> <td style="text-align: right;">129 名 (3.9%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">純利益</td> <td style="text-align: right;">307.7 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">同 20 万以上の純利益</td> <td style="text-align: right;">367.6 万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">純損失</td> <td style="text-align: right;">393.8 万円</td> </tr> </table>	利益者	1,155 名 (35.2%)	内 20 万以上	901 名 (27.5%)	損失者	1,997 名 (60.9%)	損得なし	129 名 (3.9%)	純利益	307.7 万円	同 20 万以上の純利益	367.6 万円	純損失	393.8 万円		
利益者	1,155 名 (35.2%)																
内 20 万以上	901 名 (27.5%)																
損失者	1,997 名 (60.9%)																
損得なし	129 名 (3.9%)																
純利益	307.7 万円																
同 20 万以上の純利益	367.6 万円																
純損失	393.8 万円																
10. 推定平均年収	調査者全体平均 1,100 万円 （※無記載 146 名と 5 億円、50 億円の 2 名を除外） 利益者の平均年収 1,180 万円																
11. 株式取引経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経験有り , 1,664 名 (50.7%) <li style="margin-left: 20px;"> <table style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">損失者</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">979 名 (29.89%)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">利益者</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">628 名 (19.1%)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">損得なし</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">57 名 (1.7%)</td> </tr> </table> ・ 経験なし 1,495 名 (45.6%) ・ 不明 122 名 (3.7%) 	損失者	979 名 (29.89%)	利益者	628 名 (19.1%)	損得なし	57 名 (1.7%)										
損失者	979 名 (29.89%)																
利益者	628 名 (19.1%)																
損得なし	57 名 (1.7%)																
12. 年収別分布	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">年収 500 万円未満</td> <td style="text-align: right;">201 名 (0.3%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">500 ~ 700 万円未満</td> <td style="text-align: right;">599 名 (18.5%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">700 ~ 1,000 万円未満</td> <td style="text-align: right;">752 名 (23.3%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1,000 ~ 2,000 万円未満</td> <td style="text-align: right;">1,093 名 (33.8%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2,000 ~ 3,000 万円未満</td> <td style="text-align: right;">288 名 (8.9%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3,000 万円以上</td> <td style="text-align: right;">160 名 (4.9%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不明</td> <td style="text-align: right;">140 名 (4.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">3,233 名 (99.9%)</td> </tr> </table> <p>(注) データ処理可能者から分類した参考数値</p>	年収 500 万円未満	201 名 (0.3%)	500 ~ 700 万円未満	599 名 (18.5%)	700 ~ 1,000 万円未満	752 名 (23.3%)	1,000 ~ 2,000 万円未満	1,093 名 (33.8%)	2,000 ~ 3,000 万円未満	288 名 (8.9%)	3,000 万円以上	160 名 (4.9%)	不明	140 名 (4.3%)		3,233 名 (99.9%)
年収 500 万円未満	201 名 (0.3%)																
500 ~ 700 万円未満	599 名 (18.5%)																
700 ~ 1,000 万円未満	752 名 (23.3%)																
1,000 ~ 2,000 万円未満	1,093 名 (33.8%)																
2,000 ~ 3,000 万円未満	288 名 (8.9%)																
3,000 万円以上	160 名 (4.9%)																
不明	140 名 (4.3%)																
	3,233 名 (99.9%)																

委託者の所得分布



20

預かり資産の個人・法人別内訳について

1. 農水省・通産省所管計の個人委託玉割合

	農水省所管計	通産省所管計	合 計
全委託玉売買高	51,102,032	27,365,510	78,467,542
内、個人委託玉	49,250,436	25,114,382	74,364,818
個人委託玉の割合	96.38%	91.77%	94.77%

2. 預かり委託証拠金の個人・法人の内訳

	預かり証拠金(個人)	預かり証拠金(法人)	合 計
売買高割合	94.77%	5.23%	100.00%
預かり資産の内訳	397,391 百万円	21,931 百万円	419,322 百万円

(注) 預かり委託証拠金の内訳については、「個人委託玉の売買高」の割合、つまり上記 94.77%と(社)受託債務補償基金協会発表の平成11年度3月末の預かり委託証拠金(419,322百万円)を用いて算出している。

預り資産の達成目標をどの程度と考えるか。

(回答)

現在、我が国においては、個人の金融資産が約1254兆円（平成10年末）なのに対して、商品先物取引に係る預かり資産の規模は約4414億円（平成10年末）となっており、そのシェアは0.04%でしかない。

他方、世界の商品先物取引の概ね50%を占めるアメリカにおいては、個人の金融資産が約30兆6000億ドル（平成10年末）なのに対して、商品先物取引に係る預り資産の規模は約387億ドル（平成10年末）となっており、そのシェアは0.13%に達している。

通産・農水の両主務省としては、国際水準の商品先物市場の整備の為に制度改革を行ったところであり、当該改革の結果として、上記シェアが先物先進国であるアメリカと同程度の0.13%に並べば、預り資産の規模も約1兆4000億円に達すると考えている。

商品先物取引と株式等との比較について

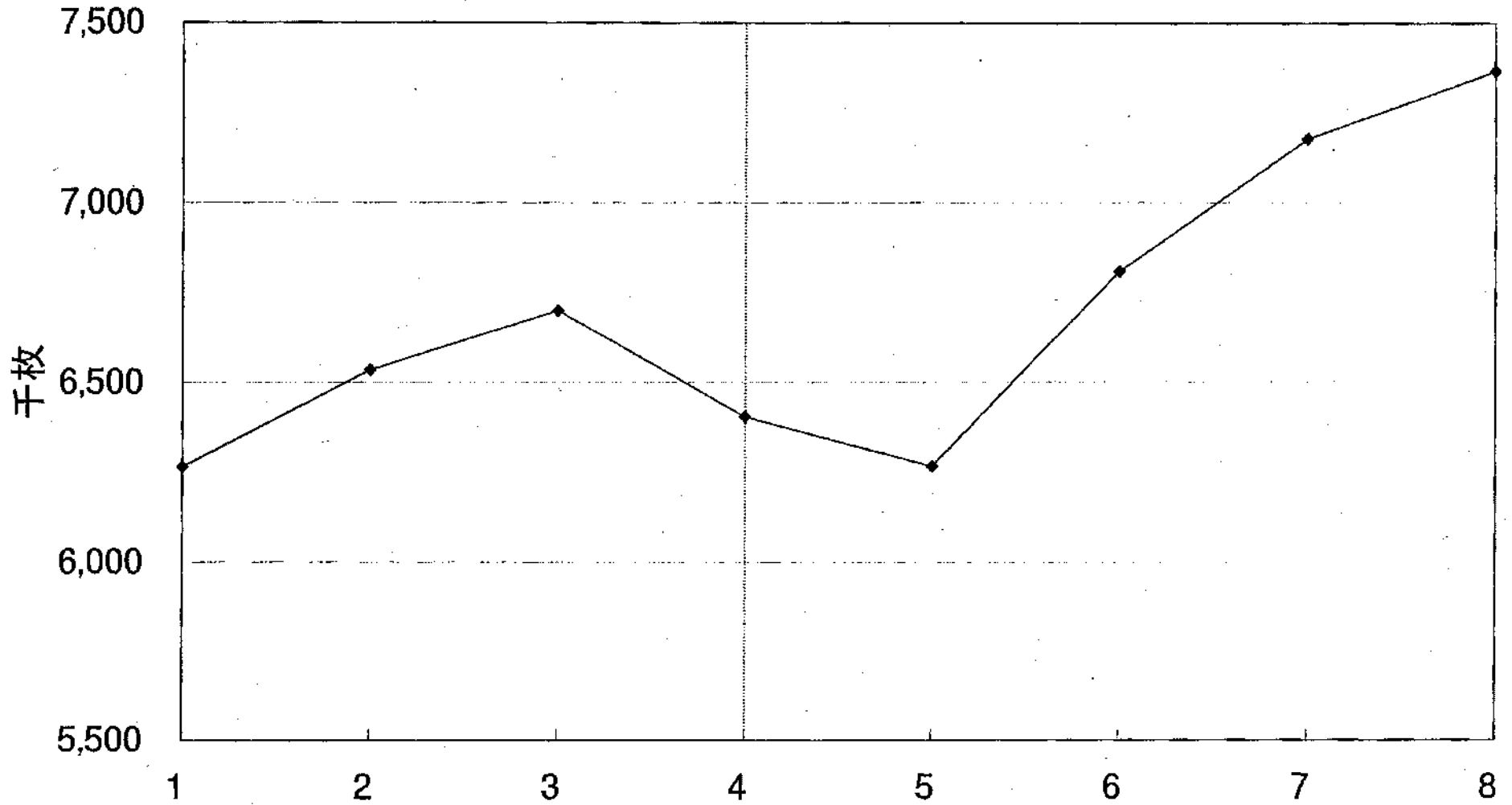
1. 類似点

	商品先物取引	株式等有価証券取引
取引所取引	市場における取引	
差益目的	価格変動による利益を得ようとする取引	
仲介の有無	仲介業者（商品取引員や証券会社等）を仲介	
時価評価	保有売買契約（ポジション）又は保有有価証券の時価評価が可能。取引所等が価格を公表。	

2. 相違点

	商品先物取引	株式等有価証券取引
取引期限	あり (受渡し期日までの取引)	なし
取引資金	約定総代金の5%内外の現金等（委託証拠金）	約定総代金（現金）但し、信用取引は約定総代金の30%の現金等
レバレッジ効果	約10倍～20倍の取引	なし (但し、信用取引を除く。)

取引所税廃止前後の取引総出来高推移(99年1月～8月)



24

平成12年度税制改正（租税特別措置）要望事項 **（新設・拡充・延長）**

（農林水産省）

制度名	商品先物取引及びオプション取引に係る損益について、有価証券の譲渡損益と同様の取扱いとすること			
税目	所得税（該当条項）所得税法第2条、第69条、第70条			
要望の内容	<p>商品先物取引及び商品オプション取引に伴う所得について、現行税制は、雑所得として区分し、利益が生じた場合には雑所得の範囲における損益と通算し、その結果利益となる金額について他の所得と総合して課税している。しかし、純損失となった場合には、雑所得の範囲を超えて、他の所得との損益の通算はできない。他方、株式等の譲渡に係る損益は分離課税の取扱いとなっており、当該分離課税の対象となる所得間の通算が可能となっている。</p> <p>以上より、商品先物取引及びオプション取引に係る所得については、市場における資産性所得であるという共通点を有する株式等の譲渡に係る所得と同様に申告分離課税とし、当該所得との損益通算を可能とすること。</p>			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>今後の商品先物市場の果たすべき役割について、平成8年12月閣議決定された「経済構造の変革と創造のためのプログラム」では、「公正かつ透明な価格指標及びリスクヘッジの場を提供することにより商品の流通における市場メカニズムを貫徹する産業基盤である」とされたところである。このリスクヘッジ機能等商品先物市場の本来的機能が円滑に行われるためには、市場の流動性の確保が必要である。</p> <p>(2) 要望の措置が効果的である理由</p> <p>商品先物市場の流動性の確保にとって必要な投資資金には各種あるが、機関投資家の参加や商品ファンド資金等の流入がごく限られた現状では、より多様な投資判断を市場に結び付ける上で、個人投資家の果たす役割は依然として大きく、所得税課税のあり方は重要。このため、損失リスクの伴う市場取引による所得に対する税負担について、資産性所得であるとの明確な位置付けを行い同一の課税扱いとすることにより、個人投資家にとって資産運用の場の選択の際に税負担の公平性が保たれ、流動性に富んだ商品先物市場の確保が可能となる。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="807 1077 1011 1167">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1011 1077 1361 1167">10,090百万円</td> </tr> </table>	減税見込額 (平年度)	10,090百万円
減税見込額 (平年度)	10,090百万円			

政策の達成目標	個人投資家の資産運用の選択の際に、税制の非中立性によりその選択が歪曲されないよう、資産性所得に関する課税を同じ取扱いとする。
租税特別措置の適用又は延長期間	
同上の期間中の達成目標	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度	
当該要望事項以外の支援措置	地方税 商品先物取引及びオプション取引に係る損益について、有価証券の譲渡損益と同様の扱いとすることを要望
これまでの要望経緯	平成11年度税制改正要望を行った。
担当部局(課)及び担当者	部局(課)名：食品流通局商業課 担当課長 山下 貴史(内線 [REDACTED] 直通 [REDACTED]) 担当補佐 加藤 勝 (内線 [REDACTED] FAX [REDACTED]) 担当者 岩田佳之、川端 匡 (内線 [REDACTED])

所得税減税額

10,090百万円

〔計算根拠〕

1. 調査委託者数 (サンプル調査)	3,281名
2. 年間の委託者実数と帳尻損益の状況 (調査委託者から比例按分)	
(1) 委託者数	3,281名 174,849名
(2) 帳尻利益者	1,155名 61,551名
(a) 20万円以上の利益者	901名 48,015名 ①
(b) 20万円未満の利益者	254名 13,536名
(3) 帳尻損失者	1,997名 106,423名
(4) 損得なし	129名 6,875名
3. ①の顧客の純利益平均額	368万円
4. ①の顧客の先物取引所得に伴う納税平均額	123万円
5. 利益者全体の雑所得総合課税納税額	
123万円 × 48,015名	= 59,058百万円
6. 利益者全体の申告分離課税納税額の試算	
368万円 × 26% × 48,015名	= 45,941百万円
7. 申告分離課税制度による減税額の試算	
59,058百万円 - 45,941百万円	= 13,117百万円
国税分 13,117百万円 × 20/26	= <u>10,090</u> 百万円